

富山県農林水産部所管建設工事に係る
「週休2日工事」Q&A（公表版）

Q1 週休2日の対象となる期間は。

A1 現場着手した日（工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日）から現場完了日（工事施工範囲内ですべての作業完了した日）までの期間のうち、下記の期間を除いた期間になります。

- ① 年末年始6日間
- ② 夏季休暇3日間
- ③ 工場製作のみの期間
- ④ 工事事務等による不稼働期間
- ⑤ 天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
- ⑥ 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ⑦ 工事の全面中止期間
- ⑧ その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

Q2 工期は延長できるのか。

A2 当初の工期は週休2日（週単位、月単位、通期）、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じる不測の日数については、従来どおり工期延長可能です。

Q3 試行対象工事において週休2日（週単位、月単位、通期）を確保できなかった場合にペナルティはあるのか。

A3 当初設計で計上されている補正分の費用について、減額変更となります。

Q4 週休2日工事の現場代理人は他の工事と兼務してよいのか。

A4 兼務要件を満たせば兼務可能です。兼務する場合、現場が閉所しているかの判断は工事ごとに行うことになります。

Q5 支障物件などにより、現場が稼働しなくなった場合はどう考えればよいのか。

A5 不稼働期間を週休2日対象期間から除外してください。

Q6 工事着手日の「現地で何らかの作業に着手した日」とは、起工測量等の準備工程度を指すのか、現場作業が本稼働するような作業の着手を指すのか。

A6 現場事務所等の設営または起工測量等の準備工事に着手した日を指します。

Q 7 公共工事設計労務単価（51種）以外の労務単価も補正対象となりますか。（例えば、工事で測量や設計を行った場合の業務委託料など）

A 7 補正対象は公共工事設計労務単価（51種）および電気通信技術者、電気通信技術員であり、それ以外の労務単価は補正対象となりません。測量業者等は上記対象職種外のため、補正対象となりません。

職種一覧

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員B

Q 8 『「現場閉所」とは、資材搬入を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。』と記載があるが、現場管理上必要な作業とはどの作業を指すのか。

A 8 現場上必要な作業については下表を参考に判断してください。

No.	作業	判定
1	コンクリート養生	現場での作業（施工）が無く、養生のみの作業（温度管理、シート及び型枠の状況確認）の場合は、現場閉所とみなせません。
2	現場内除雪（一般交通を供するための除雪）	一般交通の安全確保のために行う除雪のみ行う場合は、現場閉所とみなせません。
3	仮設備の保守点検を行うこと	現場での作業（施工）が無く、仮設備の保守点検作業の場合は、現場閉所とみなせません。
4	交通誘導警備員による交通誘導を行うこと	現場での作業（施工）が無く、交通規制等により交通誘導警備員のみが規制作業を行っている場合は、現場閉所とみなせません。
5	大雨や台風等の悪天候の予報を受けて、ある程度の時間、現場の	現場での作業（施工）が無く、現場管理上必要な作業（現場安全点検や巡視作業等）の場合は、現場

	監視を続けなければならない場合	閉所とみなせます。
6	仮設ポンプ等の燃料補給を行うこと	現場での作業（施工）ではなく、仮設備の保守点検作業の範疇であると考えられるため、現場閉所とみなせます。
7	建設機械のメンテナンスを行うこと	建設機械の保守点検作業であれば、現場閉所とみなせます。
8	鉄筋などを現場搬入する前の工場検査のみを行うこと	鉄筋については、現場での作業（施工）がないため、現場閉所とみなせます
9	環境配慮水路の改修前に地域の子ども達対象の環境教育(生き物の引っ越しなど)の場に、現場代理人や主任技術者が手伝いのため参加すること	現場での作業（施工）がなければ、現場閉所とみなせます。
10	平日休みが取れない地権者と、1時間程度の打合せを行うこと	現場での作業（施工）がなければ、現場閉所とみなせます。
11	現場内除雪（一般交通と関係ない現場内除雪）	一般交通と関係の無い現場内の除雪を行う場合は、現場閉所とはみなせません。
12	大雨や台風等の悪天候時に、仮設ポンプを増設するなどの作業を行う場合	仮設ポンプの設置は、現場での作業（施工）に該当するため、現場閉所とはみなせません。
13	大雨や台風等の悪天候時に、土のうを設置するなどの作業を行う場合	土のうの設置（法面保護や土留工等）は、現場での作業（施工）であるため、現場閉所とはみなせません。
14	降雨等によって、切土法面又は盛土法面が崩れる恐れがあるため、ブルーシート等で法面養生する作業のみ行う場合	ブルーシート等の設置（法面保護工等）作業は、現場での作業（施工）に該当するため、現場閉所とはみなせません。
15	資材の現場搬入を行うこと	現場搬入時には荷下ろし作業等が発生するため、現場閉所とはみなせません。
16	現場事務所での事務作業	現場での事務作業は、現場作業とみなされるため、現場閉所とはみなせません。

Q 9 林道工事のような線的工事が兼務工事となった場合に、すでに現場には現場事務所や機材があるため、工事着手日は現場代理人届の提出日でよいのか。

A 9 工事着手日は工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日のことですので、現場代理人届が提出されても、「現場での作業」をしていなければ工事着手日とはみなしません。

兼務工事では、すでに現場にある「現場事務所および機材等」以外で、「現場事務所等の設置」、「測量」、「資機材の工事現場への搬入」および「仮設物の設置」等の準備工事を含むいずれかに着手した日を工事着手日としてください。

Q 10 「現場事務所等の設置、測量」に伴う草刈り作業を行った場合、工事着手に該当するのか。

A 10 「現場事務所等の設置及び測量」に伴う草刈り作業は準備工に該当するため、工事着手に該当します。

Q 11 K Y 活動は現場作業に含まれるのか。

A 11 室内での K Y 活動（安全ミーティング等）は現場作業に含まれませんが、屋外での K Y 活動については、いろいろな作業とセットで行う場合もあるため、必要に応じて「K Y 活動の内容」および「現場での作業の有無」を確認して現場閉所かどうかを判断してください。

Q 12 建設機械の分解、アタッチメント交換等の点検は現場閉所とみなせるのか。（土曜日に建設機械の保守点検の名目で、作業の段取り替えをすることに対して。）

A 12 建設機械の分解およびアタッチメントの交換は次の施工のための準備作業であり、点検には該当しないことから、現場閉所とはみなせません。

Q 13 「外的要因」に、地元および関係機関（市など）との協議機関が含まれるのか。

A 13 地元及び関係機関（市など）との協議により、休工を指示し現場が不稼働となる期間は、「その他、外的要因により現場が不稼働となる期間」に含まれます。（週休 2 日の対象期間外）

Q 14 対象期間の閉所率が 28.5%以上であれば週休 2 日とみなすとあるが、閉所率さえ達成できれば期間内の休日の配置は自由なのか。

A 14 基本的には週に 2 回の休日となることが理想となっています。様々な理由により休日を振り返ることが想定されますが、週休 2 日の趣旨を考慮して、極端に偏った休日の設定にならないよう注意してください。（例：2 週間連続で休暇をとったので、2 ヶ月連続で作業日とする 等）

Q15 対象期間から除く期間について、「受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」とあるが、受発注者協議は必要か。

A15 受注者の責によるかどうかを判断する必要があるので、受発注者間で協議のうえ設定してください。